

# 社会福祉法人共慈会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

2019年6月3日制定

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共慈会(以下「本会」という。)の評議員、役員、評議員選任解任委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第2章第5条～8条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第4章第15条～21条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週平均2日以上実務に当たる者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

## (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び賞与を支給し、金額は次のとおりとする。

- (1) 報酬、或手当は、別表第2に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 賞与の額は、別表第2に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、職員旅費規定による。
- (4) 退職金の支給について、評議員会が必要があると認めたときは支給額は退職金規定による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

4 評議員選任解任委員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法) 第4条前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償) 第5条本会は、評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。3 費用の弁償の請求が

あったときは、過帯なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則) 第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年6月14日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間限度総額(合計)
評議員	5,000円	20,000円

別表2 常勤役員報酬

役職	報酬月額 (1人当たり)	賞与年額 (1人当たり)	年間総額 (1人当たり)
役員(常勤)	100,000円	職員に準じる	200万円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年度総額 (1人当たり)
理事(会長以外)	5,000円	20,000円
理事(会長)	10,000円	50,000円
監事	5,000円	50,000円 (決算時別途支給含む)